

○学校法人近畿大学公益通報等に関する調査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人近畿大学公益通報等に関する規程（以下「原規程」という。）第8条第2項に基づき調査委員会に関し必要な事項を定め、もって公益通報に関する事案への迅速かつ適切な対応に資することを目的とする。

(役割)

第2条 調査委員会は、監査室長（原規程第6条第1項の規定に基づき代わる者を含み、以下本規程において同じ。）の指揮のもと、公益通報に関する事実確認その他の調査（以下「公益通報調査」という。）を行い、法人倫理委員会に対し、審議・判定に必要な情報を提供する。

(設置)

第3条 調査委員会は、個別の公益通報を単位として設置する。

2 調査委員会は、設置の基礎となった公益通報に関する法人倫理委員会の判定をもって、これを解散する。

(構成)

第4条 調査委員会は、次の各号に掲げるものを委員として構成する。ただし、当該委員会の基礎となる公益通報に関して利害関係を有する者を委員とすることはできない。

(1) 委員長：監査室長

(2) 副委員長：外部有識者 1名

(3) 調査委員：監査室長が指名する者 若干名

2 委員長に前項但書その他の事由により事故あるときは、法人倫理委員会委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員は、複数の調査委員会の兼任を妨げない。

4 指名を受けた委員及びその委員の属する部署の長は、業務に著しい支障を生じない限りにおいて、委員となることを受諾しなければならない。

(委員の責務等)

第5条 調査委員は、公益通報調査の際には積極的に調査の取りまとめを担当し、調査の内容について委員長に報告を行うものとする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、調査委員が行った公益通報調査等に対して、

その専門的見地から助言及び意見等を行うものとする。

- 3 委員長は、公益通報調査結果及び副委員長からの助言及び意見等を基に調査内容を整理のうえ、法人倫理委員会に報告するものとする。

(調査・報告の要請)

第6条 調査委員会は、各部署の長に対し、公益通報調査に必要な事実について報告を求めることができる。なお、報告の要請に際しては、公益通報の具体的な事実を明らかとすることを要しない。

- 2 各部署の長は、前項に基づき報告を求められた場合、業務に著しい支障を生じない限りにおいて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第7条 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通報者等が特定されることを回避するなど、通報者等の秘密に十分な配慮を行うこと。
- (2) 前号の事項及び疑われる不正行為等の事実を勘案し、遅滞なく調査を行うこと。
- (3) 調査の対象に業務上の過大な支障を生じさせないこと。
- (4) 公正不偏の態度を保持すること。
- (5) 調査に関し知り得た事実を他に漏えいしないこと。

附 則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。